

## 犯罪の防止に配慮した商業施設等の構造、設備等に関する指針

項目	頁
通則	・・・ 32
目的	
基本的な考え方	
防犯の基本原則	・・・ 33
犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する基準	
深夜商業施設	・・・ 34
(1) 出入口	
(2) 小売店舗	
(3) 小売店舗以外の店舗	
(4) 駐車場等店舗周辺	
(5) 防犯機器・設備	
(6) 防犯責任者	
(7) その他	
大規模小売店舗	・・・ 40
(1) 出入口	
(2) 売場	
(3) 子ども広場・ゲームコーナー	
(4) 屋上	
(5) トイレ	
(6) エレベーター	
(7) 階段	
(8) 駐車場等	
(9) 防犯機器・設備	
(10) 防犯責任者	
(11) 警備員等の巡回監視	
(12) 広報	
(13) その他	
金融機関	・・・ 46
(1) 出入口	
(2) 来店者用ロビー	
(3) 駐車場等店舗周辺	
(4) 防犯機器・設備	
(5) 防犯責任者	
(6) 現金輸送業務	
(7) その他	

## 第1 通則

### 1 目的

この指針は、鹿児島県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例（平成18年鹿児島県条例第76号）第12条第3項の規定に基づき、商業施設等について、犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する基準等を定めることにより、商業施設等における犯罪の防止を図ることを目的とする。

### 2 基本的な考え方

#### (1) 指針の対象、位置づけ

この指針は、商業施設等において事業を営む者に対して、商業施設等の構造及び設備に関する犯罪の防止に当たっての望ましい基準等の整備方針を示したものである。

#### (2) 指針の適用

この指針は、建築関係法令等との関係、建築計画上の制約、防犯管理体制の整備状況等を考慮して適用するものとする。

#### (3) 指針の見直し

この指針は、社会状況の変化、技術の進展等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

### **3 防犯の基本原則**

商業施設等で発生する犯罪を防止するため、次の3点の基本原則に基づき防犯性の向上について検討し、商業施設等の計画、設計、改善及び整備を行うものとする。

#### **(1) 見通しの確保（監視性の確保）**

視線を遮る構造物、物品の除去、又はその配置及び改善により死角の解消を図ることによって、犯罪企図者（注1）が近づきにくい監視性を確保する。

#### **(2) 従業員の防犯意識の向上（領域性の強化）**

従業員の防犯意識の向上を図るとともに、人による警戒活動の強化によって、犯罪の起きにくい領域を確保する。

#### **(3) 防犯機器・設備の整備拡充（接近の制御）**

防犯カメラ、照明設備等の防犯機器や設備を整備拡充することによって、犯罪企図者の犯行を物理的、心理的に断念させ、犯行の機会を減少させる。

## 第2 犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する基準

### 1 深夜商業施設

深夜商業施設において発生する万引きや強盗等の犯罪を防止するため、犯罪企図者が、被害対象者や被害対象物に近づきにくいように、周囲からの見通しを確保するなど、以下の点に配慮する。

#### (1) 出入口

##### ① 設備

- ・ 出入口の数は極力限定し、店舗内から見通しが確保された位置に配置する。
- ・ 出入口は、道路など周囲からの見通しが確保された位置に配置する。
- ・ 出入口の扉は、外部から店舗内を見通すことができる構造とし、周辺には見通しを妨げる物を置いたり、シール等を貼付しない。
- ・ 照明設備は、人の顔及び行動を明確に識別できる程度以上の照度（注2）を確保する。
- ・ 出入口付近に、「防犯カメラ設置店」であることを表示するとともに、来客感応装置が設置された自動式ドアとする。

##### ② 警戒専従員の配置

- ・ 出入口に警戒に専従する者（以下「警戒専従員」という。店員を含む。）を配置し、店舗内及び駐車場など外周の警戒と不審者（物）の発見等に当たらせる。
- ・ 警戒専従員は、腕章を着用し来店者に対して常に注意を払い、積極的な声かけを行うとともに、ヘルメット装着者に対しては、取るように依頼する。

#### (2) 小売店舗

##### ① 商品陳列棚の配置

- ・ 商品の陳列棚は、常に整理整頓に心がけ、高額商品や万引きされやすい商品は、レジコーナー店員の配置場所付近に陳列する。
- ・ 店舗内は、常に整理整頓するとともに、商品は陳列棚に収納し、通報装置のスイッチ付近に障害となる物や、通路等に見通しを妨げる物を置かない。
- ・ 高額商品及び刃物等危険物商品は、鍵付きのショーケース等に陳列する。
- ・ 万引きの防止及び商品の把握向上のために、万引き防止用機器（注3）を導入する。

## ② カウンター

- ・ カウンターは、店舗内外からの見通しが確保された位置に配置する。
- ・ 見通しが確保されない場合には、防犯ミラーや防犯カメラの設置など見通しを補完する対策を実施する。
- ・ 防犯カメラは、その映像をカウンター内や事務室等のモニターテレビで確認できるようにするとともに、映像を録画する記録装置を設置する。
- ・ レジコーナー等の常時店員が配置される場所は、構造上支障のない範囲内において、売場内の見通しが確保できる位置とする。
- ・ レジスターは、カウンター越しに中の現金が見えず、かつ、手が届かない場所に設置するほか、使用しない場合は施錠する。
- ・ カウンターには、施錠可能な脇扉を設置し、確実な施錠を行う。
- ・ カウンター内には、カラーボール等の防犯機材を備え付けるとともに、看板やステッカーで表示する。
- ・ カウンター付近に、事件の発生時に従業員が避難できる部屋を設ける。

## ③ 売上金の管理

- ・ レジスターに一定金額以上を保管することなく、投入式金庫又は固定式金庫に保管する。
- ・ 金庫の鍵の保管管理は、店長等の責任者が行うとともに、深夜においては店外で保管管理する。
- ・ 金庫に異常があった場合の通報装置を設置する。
- ・ 現金の搬送は、複数人で行う。

## ④ 店員の警戒要領

- ・ 常に店舗内外の警戒と、不審者（物）の発見等に当たる。
- ・ 来店者に対しては、必ず顔を見てあいさつや声かけを行う。
- ・ 酒類やたばこ等を販売する場合は、明らかに成年者と認められる場合を除いては、運転免許証等により確実な年齢確認を行う。
- ・ 深夜においては、複数人による勤務とする。
- ・ 深夜における少年の来店者に対しては、帰宅指導を行う。
- ・ 酒に酔った来店者については、店舗内でのトラブル防止のため、特に注意する。
- ・ 買い物をしない長時間滞在客への確実な声かけと、複数人による警戒を行う。
- ・ 事務室、倉庫等の来店者の立入禁止場所は、確実に施錠する。

### (3) 小売店舗以外の店舗

#### ① 受付・レジコーナーの配置

- ・ 受付等のカウンターは、店舗内外からの見通しが確保された位置に配置する。
- ・ 見通しが確保されない場合には、防犯ミラーや防犯カメラの設置など見通しを補完する対策を実施する。
- ・ 防犯カメラは、その映像をカウンター内や事務室等のモニターテレビで確認できるようにするとともに、映像を録画する記録装置を設置する。
- ・ レジコーナー等の常時店員が配置される場所は、構造上支障のない範囲内において、待合室等の見通しが確保できる位置とする。
- ・ レジスターは、カウンター越しに中の現金が見えず、かつ、手が届かない場所に設置する。
- ・ カウンターには、施錠可能な脇扉を設置し、確実な施錠を行う。
- ・ カウンター内には、カラーボール等の防犯機材を備え付けるとともに、看板やステッカーで表示する。
- ・ カウンター付近に、事件の発生時に従業員が避難できる部屋を設ける。

#### ② 売上金の管理

- ・ レジコーナーに一定金額以上を保管することなく、投入式金庫又は固定式金庫に保管する。
- ・ 金庫の鍵の保管管理は、店長等の責任者が行うとともに、深夜においては店外で保管管理する。
- ・ 金庫に異常があった場合の通報装置を設置する。
- ・ 現金の搬送は、複数人で行う。

#### ③ 店員の警戒要領

- ・ 常に店舗内外の巡回による警戒と、不審者（物）の発見等に当たる。
- ・ 来店者に対しては、必ず顔を見てあいさつや声かけを行う。
- ・ 酒類やたばこ等を販売する場合は、明らかに成年者と認められる場合を除いては、運転免許証等により確実な年齢確認を行う。
- ・ 深夜においては、複数人による勤務とする。
- ・ 深夜における少年の来店者に対しては、帰宅指導を行う。
- ・ 酒に酔った来店者については、店舗内でのトラブル防止のため、特に注意する。
- ・ 事務室、倉庫等の客の立入禁止場所は、確実に施錠する。

#### (4) 駐車場等店舗周辺

##### ① 見通しの確保

- ・ 店舗周辺は、監視性を高めるため死角をなくす構造とする。
- ・ 見通しが確保されない場合には、防犯カメラの設置など見通しを補完する対策を実施する。
- ・ 店舗周辺には、可燃物、危険物又は凶器となるような物品を放置しない。

##### ② 照度の確保

駐車場等店舗周辺には、極端な明暗が生じないように配慮しつつ、人の行動を視認できる程度以上の照度（注4）を確保する。

##### ③ 周囲との区分

- ・ 店舗の周囲に塀、柵等を設置し、周囲との区分を明確にするとともに、閉店後は、駐車場出入口を施錠する。
- ・ 塀、柵等の位置、構造、高さ等は、周囲からの死角の原因及び店舗への侵入の足場とならないものとする。

##### ④ 駐車場・駐輪場

- ・ 駐車場に専任の管理人を配置し、利用者以外の駐車を制御するとともに、不審者（物）の発見等に当たる。
- ・ 駐輪場は、道路、来店者等からの見通しが確保された位置に配置する。
- ・ 駐輪場には、チェーン用バーラック（注5）、サイクルラック（注6）等の設置など自転車やオートバイの盗難防止に有効な措置をする。
- ・ 屋外の駐輪場は、柵等により周囲と区分する。

##### ⑤ 自動販売機

- ・ 店舗内からの見通しが確保された位置に設置する。
- ・ 見通しが確保できない場合には、防犯カメラの設置など見通しを補完する対策を実施する。
- ・ 夜間においては、極端な明暗が生じないように配慮しつつ、人の行動を視認できる程度以上の照度（注4）を確保する。
- ・ アンカーボルトで固定し、チェーンロック等補助錠を装着する。
- ・ 売上金は、多額を保管することなく、定期的に回収する。

## (5) 防犯機器・設備

### ① 防犯カメラ

- ・ 店舗外周，出入口，カウンター，現金自動預支払機コーナーその他必要な箇所に設置し，その一部については，秘匿配置する。
- ・ 事務室にモニターテレビを設置し，店舗内の状況を監視できるようにする。
- ・ 防犯カメラは，その映像を録画する記録装置を設置するとともに，より効果的なデジタル方式の録画装置を導入し，24時間録画する。
- ・ 記録媒体の保存期間は，少なくとも1週間以上とする。
- ・ 防犯カメラのアングルの調整，防犯ビデオ等の設定時刻の調整，記録媒体の交換，レンズの清掃等については，定期的に保守管理を行う。
- ・ 記録媒体が強奪又は破壊されないように，録画装置の設置場所等に配慮する。
- ・ 防犯カメラを設置する部分の照明設備は，照度の確保に関する規定のある各項目に掲げるもののほか，当該防犯カメラが有効に機能するため必要となる照度を確保する。
- ・ 個人のプライバシーの保護等に配慮し，防犯カメラの利用及び記録の取扱いについては適切な措置を講じる。

### ② その他の防犯設備

- ・ 店舗内には，110番通報装置，警備業者への通報装置（以下「110番通報装置等」という。）を設置し，そのスイッチを店舗内，カウンター内，事務室等の適切な場所に秘匿設置する。
- ・ 110番通報装置等の作動と連動して，当該発報箇所以外にいる者にも異常を知らせることができる装置を設置するとともに，通行人，近隣者等に異常事態が容易に理解できるような表示装置を店舗外壁等に設置する。
- ・ 警備業者への通報装置については，機械警備業者の基地局で通報時の状況が分かるように画像転送システムとする。
- ・ 店舗内外に異常を知らせるための吹鳴装置を設置し，状況に応じて使用する。
- ・ 防犯機器・設備については，定期的に保守管理を行う。
- ・ 夜間においては，警備業者へ巡回等の業務委託を行う。

## (6) 防犯責任者

- ・ 本部・支部（本社・支店）等は，系列各店舗に対する防犯指導担当者を指定するとともに，各店舗に赴き，定期的な防犯基準の履行状況等の点検・確認など確実な防犯指導を行う。
- ・ 各店舗ごとに，店長等責任ある者の中から防犯責任者を指定し，店舗の規模等に応じて，必要があると認められる場合には，副責任者を指定して防犯責任者の補助に当たらせる。
- ・ 防犯責任者及び副責任者（以下「防犯責任者等」という。）は，防犯設備の整備点検を行うほか，店舗ごとに防犯マニュアルを作成し，全従業員に事件発生時における任務分担の付与や，防犯訓練計画等の策定を行う。
- ・ 防犯責任者等は，全従業員に対して，110番通報あるいは管轄警察署への通報要領等について指導するとともに，110番通報装置等，警報装置，防犯カメラ等の操作要領について習熟させる。  
特に，採用時には，現場での指導を徹底する。
- ・ 防犯責任者等は，従業員に対する防犯指導を定期的に行うとともに，深夜商業店舗等に対する強盗事件等が発生した場合には，その都度，従業員に対して事案の概要，防犯上の留意事項について具体的に指導するとともに，年1回以上模擬強盗訓練を実施して，その周知徹底を図る。
- ・ 防犯責任者等は，事件の発生に際しては，人命尊重と警察に対する迅速な通報を基本とし，各従業員が任務分担にそって的確に対応できるよう指導する。

## (7) その他

- ・ 来店者に対して，随時，地域の犯罪発生状況に基づいた盗難防止等の注意喚起を行う。
- ・ 店舗内に，現金自動預支払機を設置する際は，カウンターからの見通しを確保し，監視を行うとともに，防犯カメラによる監視が可能な場所に設置するなど，設置管理者との連携を図り防犯対策を強化する。
- ・ 店舗の近隣居住者との間に良好な関係を確立し，不審者（物）についての連絡，異常発生時の通報等に関する協力を依頼する。
- ・ 店舗の防犯設備等（機械警備を含む。）の新設・変更しようとする場合は，あらかじめ管轄警察署に意見を求め，効果的な防犯設備の設置に配慮する。
- ・ 管轄警察署と緊密な連携を保ち，随時，防犯情報等の交換を行うとともに，不審者（物）を発見した場合には，迅速な通報を行う。

## 2 大規模小売店舗

大規模小売店舗において発生する万引きや置き引き等の犯罪を防止するため、犯罪企図者が、被害対象者や被害対象物に近づきにくいように、周囲からの見通しを確保するなど、以下の点に配慮する。

### (1) 出入口

#### ① 設備

- ・ 出入口の数は極力限定し、店舗内から見通しが確保された位置に配置する。
- ・ 出入口は、道路など周囲からの見通しが確保された位置に配置する。
- ・ 出入口の扉は、外部から店舗内を見通すことができる構造とし、周辺には見通しを妨げる物を置いたり、シール等を貼付しない。
- ・ 照明設備は、人の顔及び行動を明確に識別できる程度以上の照度（注2）を確保する。

#### ② 警戒専従員の配置

- ・ 出入口に警戒に専従する者（以下「警戒専従員」という。店員を含む。）を配置し、店舗内及び駐車場など外周の警戒と不審者（物）の発見等に当たらせる。
- ・ 警戒専従員は、腕章を着用し来店者に対して常に注意を払い、積極的な声かけを行うとともに、ヘルメット装着者に対しては、取るように依頼する。

### (2) 売 場

#### ① 店員等の配置

- ・ レジコーナー等の常時店員が配置される場所は、構造上支障のない範囲内において、売場内の見通しが確保できる位置とする。
- ・ レジコーナー等の周りは、常に整理整頓するとともに、レジコーナー内の従業員の見通しを妨げる高い設備は設けない。

#### ② 商品陳列棚の配置

- ・ 商品の陳列棚は、常に整理整頓に心がけ、高額商品や万引きされやすい商品は、レジコーナー店員の配置場所付近に陳列する。
- ・ 商品は陳列棚に収納し、通路等に見通しを妨げる物を置かない。
- ・ 高額商品及び刃物等危険物商品は、鍵付きのショーケース等に陳列する。

#### ③ 試着室の配置等

- ・ 試着室は、構造上支障のない範囲内において、レジコーナー等、店員が常駐する場所付近に設置する。
- ・ 来店者が試着する場合は、必ず店員が立会い、試着室へ持ち込まれた商品についても常に把握する。

### (3) 子ども広場・ゲームコーナー

- ・ 子ども広場・ゲームコーナーは、構造上支障のない範囲において、売場及び通路等からの見通しが確保された位置に配置する。
- ・ 子ども広場等の全域の見通しが確保できる位置に配置する。
- ・ 子ども広場等の利用者は、幼児等子どもが中心であることから、積極的にあいさつや声かけを行う。
- ・ 遊具を配置する場合は、通路など周囲から見通すことができる位置に配置する。
- ・ ゲームコーナー内には、見通しを妨げる設備は設けない。
- ・ 見通しが確保されない場合には、防犯カメラの設置など見通しを補完する対策を実施する。

### (4) 屋上

- ・ 従業員を常時配置する販売所等を設置する。
- ・ 見通しを妨げない構造とし、見通しを妨げる設備を設けたり、物品を放置しない。
- ・ 見通しが確保されない場合には、防犯カメラの設置など見通しを補完する対策を実施する。
- ・ 照明設備は、人の顔及び行動を明確に識別できる程度以上の照度（注2）を確保する。
- ・ 犯罪防止及び転落防止のための塀、柵等を設置し、定期的な点検整備を行う。
- ・ 可燃物、危険物又は凶器となるような物品を放置しない。
- ・ 屋上への出入口は、施錠可能な扉等を設置し、使用しない場合は確実に施錠する。

### (5) トイレ

- ・ トイレ出入口には、近くに従業員が利用する休憩所等の施設を設置する。
- ・ トイレ内には、非常の場合における外部への通報装置を設置する。

### (6) エレベーター

#### ① エレベーターホール

- ・ 店舗内のエレベーターホールは、売場、通路等からの見通しが確保された位置に配置する。
- ・ 駐車場等に面するエレベーターホールで、駐車場など周囲からの見通しが確保されない場合には、防犯カメラの設置など見通しを補完する対策を実施する。
- ・ エレベーターホールの照明設備は、人の顔及び行動を明確に識別できる程度以上の照度（注2）を確保する。

## ② エレベーター

- ・ エレベーターのかご及び昇降路の出入口の扉は、エレベーターホールからかご内を見通すことができる構造の窓を設置する。
- ・ エレベーターのかご内の照明設備は、人の顔及び行動を明確に識別できる程度以上の照度（注2）を確保する。
- ・ 非常の場合において、押しボタン等によりかご内から外部に連絡し、又は外部の非常ベルを吹鳴させる装置を設置する。
- ・ 通報装置は、子どもでも利用可能な位置に設置する。
- ・ エレベーターのかご内には、防犯カメラを設置する。
- ・ 事務所等に当該防犯カメラと連動するモニターテレビを設置する。

## (7) 階段

- ・ 見通しを妨げない構造とし、見通しを妨げる設備を設けたり、物品を放置しない。
- ・ 照明設備は、人の顔及び行動を明確に識別できる程度以上の照度（注2）を確保する。
- ・ 屋外に面する階段については、犯罪及び転落防止のための手すり等を設置し、定期的な点検整備を行う。
- ・ 可燃物、危険物又は凶器となるような物品を放置しない。

## (8) 駐車場等

### ① 駐車場

- ・ 屋外の駐車場は塀、柵等により、周囲と区分する。
- ・ 駐車場の照明設備は、極端な明暗を生じないように配慮しつつ、人の行動を視認できる程度以上の照度（注4）を確保する。
- ・ 立体駐車場には、人及び車両の転落防止のための塀、柵等を設置する。
- ・ 構造上周囲からの見通しが確保されない場合には、防犯カメラの設置など見通しを補完する対策を実施する。
- ・ 出入口には、自動ゲート管理システム等を設置する。
- ・ 出入口には、管理人等を配置し車両の出入りを管理する。
- ・ 夜間等営業時間外には、出入口にチェーン等を設置することにより、不審者等の無断駐車を防止する。

## ② 駐輪場

- ・ 屋外の駐輪場は、道路、買い物客等からの見通しが確保された位置に配置する。
- ・ 駐輪場を屋内に配置する場合は、構造上支障のない範囲において、周囲に外部から内部を見通すことが可能となる開口部を確保し、周囲からの見通しが確保されない場合には、防犯カメラの設置など見通しを補完する対策を実施する。
- ・ 駐輪場の照明設備は、極端な明暗を生じないように配慮しつつ、人の行動を視認できる程度以上の照度（注4）を確保する。
- ・ 駐輪場には、チェーン用バーラック（注5）、サイクルラック（注6）等の設置など自転車やオートバイの盗難防止に有効な措置をする。

## (9) 防犯機器・設備

### ① 防犯カメラ

- ・ 防犯カメラを設置する場合には、見通しの補完、犯罪企図者の犯意の抑制等の観点から有効な位置、台数、機能を検討し適切に配置する。
- ・ 事務所等にモニターテレビを設置し、店舗内の状況を監視できるようにする。
- ・ 防犯カメラは、その映像を録画する記録装置を設置するとともに、より効果的なデジタル方式の録画装置を導入し、24時間録画する。
- ・ 記録媒体の保存期間は、少なくとも1週間以上とする。
- ・ 防犯カメラのアングル調整、防犯ビデオ等の設定時刻の調整、記録媒体の交換、レンズの清掃等については、定期的に保守管理を行う。
- ・ 防犯カメラを設置する部分の照明設備は、照度の確保に関する規定のある各項目に掲げるもののほか、当該防犯カメラが有効に機能するため必要となる照度を確保する。
- ・ 個人のプライバシーの保護等に配慮し、防犯カメラの利用及び記録の取扱いについては適切な措置を講じる。

### ② その他の防犯設備

- ・ 防犯ミラーは、見通しの補完、犯罪抑止の観点から有効な位置、台数を検討し、適切に配置する。
- ・ 非常ベルは、犯罪抑止の観点から有効な位置、台数を検討し適切に配置する。
- ・ 非常ベルの位置を表示して、来店者に周知させるとともに、付近に障害となる物品を置かない。
- ・ 万引きの防止及び商品の把握向上のために、万引き防止用機器（注3）を導入する。
- ・ 防犯機器・設備については、定期的に保守管理を行う。

## (10) 防犯責任者

- ・ 本部・支部（本社・支店）等は，系列各店舗に対する防犯指導担当者を指定するとともに，各店舗に赴き，定期的な防犯基準の履行状況等の点検・確認など確実な防犯指導を行う。
- ・ 各店舗ごとに，管理職等責任ある者の中から防犯責任者を指定し，店舗の規模等に応じて，必要があると認められる場合には，副責任者を指定して防犯責任者の補助に当たらせる。
- ・ 防犯責任者及び副責任者（以下「防犯責任者等」という。）は，防犯設備の整備点検を行うほか，店舗ごとに防犯マニュアルを作成し，全従業員に事件発生時における任務分担の付与や，防犯訓練計画等の策定を行う。
- ・ 防犯責任者等は，全従業員に対して，110番通報あるいは管轄警察署への通報要領等について指導するとともに，110番通報装置等，警報装置，防犯カメラ等の操作要領について習熟させる。  
特に，採用時には，現場での指導を徹底する。
- ・ 防犯責任者等は，従業員に対する防犯指導を定期的に行うとともに，大規模小売店舗等に対する強盗事件等が発生した場合には，その都度，従業員に対して事案の概要，防犯上の留意事項について具体的に指導するとともに，年1回以上模擬強盗訓練を実施して，その周知徹底を図る。
- ・ 防犯責任者等は，事件の発生に際しては，人命尊重と警察に対する迅速な通報を基本とし，各従業員が任務分担にそつて的確に対応できるよう指導する。

## (11) 警備員等の巡回監視

- ・ 警備員を配置し，計画的に巡回させるなど，防犯性の向上を図る。
- ・ 犯罪が多発する場所については，防犯点検を実施してその原因究明を図り，必要に応じて監視強化エリアを設定し，巡回監視を強化する。
- ・ 夜間等無人となる店舗については，警備業者が行う警備業務用機械装置による施設警備の業務委託を行う。

## (12) 広 報

犯罪者・不審者（物）を発見した際の通報，多発犯罪の防止，あるいは子ども等の安全を守るための注意喚起等の広報は，アナウンスや広告物の掲示によって行う。

### (13) その他

- 来店者に対して、随時、地域の犯罪発生状況に基づいた盗難防止等の注意喚起を行う。
- 店舗内に、現金自動預支払機を設置する際は、カウンターからの見通しを確保し、監視を行うとともに、防犯カメラによる監視が可能な場所に設置するなど、設置管理者との連携を図り防犯対策を強化する。
- 店舗の近隣居住者との間に良好な関係を確立し、不審者（物）についての連絡、異常発生時の通報等に関する協力を依頼する。
- 店舗の防犯設備等（機械警備を含む。）の新設・変更しようとする場合は、あらかじめ管轄警察署に意見を求め、効果的な防犯設備の設置に配慮する。
- 管轄警察署と緊密な連携を保ち、随時、防犯情報等の交換を行うとともに、不審者（物）を発見した場合には、迅速な通報を行う。

### 3 金融機関

金融機関において発生する置き引きや強盗等の犯罪を防止するため、犯罪企図者が、被害対象者や被害対象物に近づきにくいように、周囲からの見通しを確保するなど、以下の点に配慮する。

#### (1) 出入口

##### ① 設備

- ・ 表出入口の数は極力限定し、事務室内等から見通しが確保された位置に配置する。
- ・ 表出入口等にシャッターを設ける場合には、開閉装置を複数の箇所に設置する。
- ・ 出入口の扉は強固なものとし、主錠のほか補助錠及び警報装置等を設置する。
- ・ 時間外における現金自動預支払機コーナーの出入口とは、明確に区分する。

##### ② 警戒専従員の配置

- ・ 出入口に警戒に専従する者(以下「警戒専従員」という。金融機関職員を含む。)を配置し、店舗内及び駐車場等外周の警戒と不審者(物)の発見等に当たらせる。
- ・ 警戒専従員は、腕章を着用し来店者に対して常に注意を払い、積極的な声かけを行うとともに、ヘルメット装着者に対しては、取るように依頼する。
- ・ 閉店間際における警戒については、警戒専従員は職員と連携を取りながら、あらかじめ定められた任務分担に従い、店舗内外の不審者(物)の有無を確認の上、表出入口、窓等の施錠を確実にを行い、外部との交通を遮断する。

##### ③ 通用口の管理

- ・ 通用口の扉は強固なものとし、主錠のほか補助錠及び警報装置等を設置するほか、のぞき窓、ドアスコープ、インターホン、防犯カメラ、照明設備等の来訪者確認のための装置を設置する。
- ・ 閉店後の外部との交通は、状況に応じ複数の職員が立会い、のぞき窓、ドアスコープ、防犯カメラ等の防犯設備を活用して、相手方及び外周の状況等を確認した上で行う。
- ・ 照明設備は、人の顔及び行動を明確に識別できる程度以上の照度(注2)を確保する。
- ・ 事務室等にモニターテレビを設置し、防犯責任者等が監視し、確実な管理を行う。

## (2) 来店者用ロビー

### ① 見通しの確保

- ・ 来店者用ロビーは、監視性を高めるため死角をなくす構造とする。
- ・ 見通しが確保されない場合には、防犯カメラの設置など見通しを補完する対策を実施する。
- ・ 来店者用ロビーと、事務室は容易に乗り越えることのできない構造のカウンター（カウンター上部に設けられた防弾ガラス、強化ガラス等のスクリーン等を含む。）で区分する。

### ② 事務室等との分離

- ・ 事務室との交通のため出入口を設ける場合は、必ず扉を設置し、来店者用ロビー側からは容易に開放できず、かつ、容易に乗り越えることができない構造とする。
- ・ 金庫、出納等多額の現金を取扱う場所は、来店者用ロビー側から見えないように配慮する。

### ③ 警戒専従員の配置

- ・ 警戒専従員を配置し、不審者（物）の発見等に当たる。
- ・ 警戒専従員は、腕章を着用し来店者に対して常に注意を払い、積極的な声かけを行うとともに、ヘルメット装着者に対しては、取るように依頼する。
- ・ 警戒専従員は、職員と連携を取りながら、各種事案に対処する。
- ・ 職員は、来店者に対して常に注意を払い、積極的なあいさつや声かけを行い、警戒専従員の活動に協力する。

### (3) 駐車場等店舗周辺

#### ① 見通しの確保

- ・ 店舗周辺は、監視性を高めるため死角をなくす構造とする。
- ・ 見通しが確保されない場合には、防犯カメラの設置など見通しを補完する対策を実施する。
- ・ 店舗周辺には、可燃物、危険物又は凶器となるような物品を放置しない。

#### ② 照度の確保

駐車場等店舗周辺には、極端な明暗が生じないように配慮しつつ、人の行動を視認できる程度以上の照度（注4）を確保する。

#### ③ 周囲との区分

- ・ 店舗の周囲に塀、柵等を設置し、周囲との区分を明確にするとともに、閉店後は、駐車場出入口を施錠する。
- ・ 塀、柵等の位置、構造、高さ等は、周囲からの死角の原因及び店舗への侵入の足場とならないものとする。

#### ④ 駐車場・駐輪場

- ・ 駐車場に専任の管理人を配置し、利用者以外の駐車を制御するとともに、不審者（物）の発見等に当たる。
- ・ 駐輪場は、道路、来店者等からの見通しが確保された位置に配置する。
- ・ 駐輪場には、チェーン用バーラック（注5）、サイクルラック（注6）等の設置など自転車やオートバイの盗難防止に有効な措置をする。
- ・ 屋外の駐輪場は、柵等により周囲と区分する。

## (4) 防犯機器・設備

### ① 防犯カメラ

- ・ 店舗外周，表出入口，来店者用ロビー，事務室，通用口，現金自動預支払機コーナー，夜間金庫その他必要な箇所に設置し，その一部については，秘匿配置する。
- ・ 店舗内窓口においては，110番直結の通報装置（以下「110番通報装置」という。）や警備業者への通報装置の作動と連動させるとともに，モニターテレビを複数箇所に設置し，事務室以外の場所においても室内の状況を監視できるようにする。
- ・ 警備業者への通報装置については，警備業者の基地局で通報時の状況が分かるように画像転送システムとする。
- ・ 防犯カメラは，その映像を録画する記録装置を設置するとともに，より効果的なデジタル方式の録画装置を導入し，24時間録画する。
- ・ 記録媒体の保存期間は，少なくとも3月間以上とする。
- ・ 現金自動預支払機コーナーの場合，1台ごとに防犯カメラを設置する。
- ・ (社)日本防犯設備協会の定める性能基準等を参考にして，防犯カメラの撮影性能の確保，維持を行う。
- ・ 防犯カメラのアングルの調整，防犯ビデオ等の設定時刻の調整，記録媒体の交換，レンズの清掃等については，定期的に保守管理を行う。
- ・ 防犯カメラを設置する部分の照明設備は，照度の確保に関する規定のある各項目に掲げるもののほか，当該防犯カメラが有効に機能するため必要となる照度を確保する。
- ・ 個人のプライバシーの保護等に配慮し，防犯カメラの利用及び記録の取扱いについては適切な措置を講じる。

### ② その他の防犯設備

- ・ 110番通報装置等を設置し，そのスイッチを事務室，金庫，応接室，休憩室，通用口等の適切な場所に秘匿設置する。
- ・ 110番通報装置等の作動と連動して，当該発報箇所以外にいる者にも異常を知らせることができる装置を設置するとともに，通行人，近隣者等に異常事態が容易に理解できるような表示装置を店舗外壁等に設置する。
- ・ 店舗内外に異常を知らせるための吹鳴装置を設置し，状況に応じて使用する。
- ・ 各階の窓には，状況に応じ鉄格子，シャッター，警報装置その他の侵入防止装置を設置する。
- ・ 防犯機器・設備については，定期的に保守管理を行う。

### ③ 夜間の警備業務委託

〔 夜間等無人となる店舗については，警備業者が行う警備業務用機械装置による施設警備の業務委託を行う。 〕

## (5) 防犯責任者

- ・ 本部・支部（本社・支店）等は、系列各店舗に対する防犯指導担当者を指定するとともに、各店舗に赴き、定期的な防犯基準の履行状況等の点検確認など確実な防犯指導を行う。
- ・ 各店舗ごとに、管理職等責任ある者の中から防犯責任者を指定し、店舗の規模等に応じて、必要があると認められる場合には、副責任者を指定して防犯責任者の補助に当たらせる。
- ・ 防犯責任者及び副責任者（以下「防犯責任者等」という。）は、防犯設備の整備点検を行うほか、店舗ごとに防犯マニュアルを作成し、全職員に事件発生時における任務分担の付与や、防犯訓練計画等の策定を行う。
- ・ 防犯責任者等は、全職員に対して、110番通報装置等、警報装置、防犯カメラ等の操作要領について習熟させる。
- ・ 防犯責任者等は、職員に対する防犯指導を定期的に行うとともに、金融機関等に対する強盗事件等が発生した場合には、その都度、職員に対して事案の概要、防犯上の留意事項について具体的に指導するとともに、年1回以上模擬強盗訓練を実施して、その周知徹底を図る。
- ・ 防犯責任者等は、職員の出勤時及び帰宅時における通用口付近の不審者（物）の確認や、帰宅時の単独を避けるように指導する。
- ・ 防犯責任者等は、事件の発生に際しては、人命尊重と警察に対する迅速な通報を基本とし、各職員が任務分担にそって的確に対応できるよう指導する。

## (6) 現金輸送業務

- ・ 現金を輸送する場合は、警備業者に業務委託する。
- ・ 自ら輸送する場合は、防犯上必要な装備を施すとともに、通信機材を搭載した専用車を使用し、運転者のほか警戒員を同乗させるとともに、防犯責任者等が常時指揮把握できるようにする。
- ・ 現金輸送については、複数路線を指定して、運行の画一化を避けるほか、現金の受渡しは、金融機関の建物内で行うことを原則とし、建物外で行う場合は、警戒員を増強配置する。

## (7) その他

- ・ 来店者に対して、随時、地域の犯罪発生状況に基づいた盗難防止等の防犯指導を行うとともに、その動向から、振り込め詐欺・恐喝等の被害が予想される場合は、積極的に声かけを行い、警察、関係機関等への相談を指導する。
- ・ カード犯罪による被害を防止するため、新規口座開設時や窓口での取引時において、預貯金者に対して、暗証番号の管理や変更等について指導する。
- ・ 近隣居住者や店舗外現金自動預支払機を設置している場所の管理者等との間に良好な関係を確立し、不審者（物）についての連絡、異常発生時の通報等に関する協力を依頼する。
- ・ 店舗内外の現金自動支払機、現金自動預支払機については、各形態に応じて示された防犯基準を遵守する。
- ・ 店舗の防犯設備等（機械警備を含む。）の新設・変更しようとする場合は、あらかじめ管轄警察署に意見を求め、効果的な防犯設備の設置に配慮する。
- ・ 管轄警察署と緊密な連携を保ち、随時、防犯情報等の交換を行うとともに、隠しカメラ等の不審物件を発見した場合には、迅速な通報を行う。

(注1)「犯罪企図者」とは、犯罪を行おうとする者をいう。

(注2)「人の顔及び行動を明確に識別できる程度以上の照度」とは、10メートル先の人の顔、行動が明確に識別でき、誰であるか明確にわかる程度以上の照度をいい、平均水平面照度（床面又は地面における平均照度をいう。）が概ね50ルクス以上のものをいう。

(注3)「万引き防止用機器」とは、商品に特殊なタグを付け、それを付けたまま店外へ商品を持ち出すと発報する「電子タグシステム」やバーコードデータを印刷した粘着ラベルを商品に貼付し、レジで精算する際にタグ機能を消去する「消去式ラベル」等の機能を有する設備をいう。

(注4)「人の行動を視認できる程度以上の照度」とは、4メートル先の人の挙動姿勢等が識別できる程度以上の照度をいい、平均水平面照度（床面又は地面における平均照度をいう。）が概ね3ルクス以上のものをいう。

(注5)「チェーン用バーラック」とは、駐輪場に固定されている金属製の棒（バー）をいい、これと自転車等をチェーン錠で結ぶことにより、自転車やオートバイ等の盗難を防止することができる設備をいう。

(注6)「サイクルラック」とは、チェーン用バーラックと同様の機能を有するもので、1台ごとのスペースが明確に区分されているラックをいう。